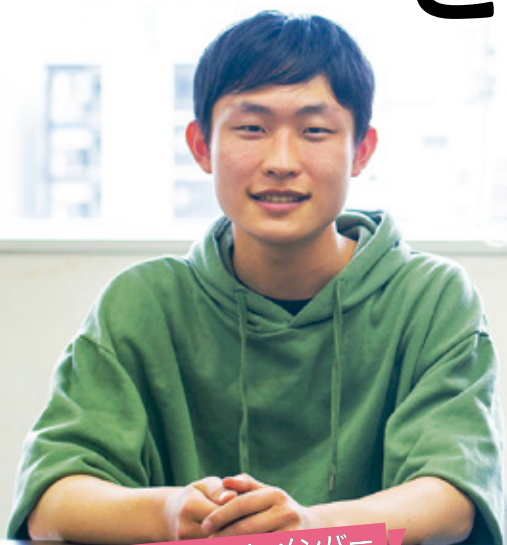


「18歳で成年」って どういうこと？



#おかやまJKnoteメンバー

永原航世さん



遠藤 夢さん



黒田琉介さん

民法が4月1日に改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

つまり18歳・19歳の人たちも、法律上では成年の扱いに。

そこで、学校の枠を越え社会活動を行っている、高校生有志の団体「#おかやまJKnote」のメンバーのうち、今年度中に18歳になる3人に「成年」になることへのとまどい、思いを聞きました。

黒田さん 成年年齢が18歳に引き下げられることを知ったときは、率直に「少し早い」と思いました。新聞やテレビでは報じられていますが、僕たち高校生世代が実際にそういう情報に触れる機会って意外と少ないんですよね。成年になったらどうなるのか自分でもよく分かっていないのに、社会的には大人扱いされてしまう…。それってなんか不安ですよ。

遠藤さん 私もそう。最初に聞いたときは「成年って何？」っていう感じで。でも、「#おかやまJKnote」の活動で「18 summit」に参加し、法律や税金について学ぶ機会があったので、最近は少しずつ「成年とは何か」をイメージできるようになってきた気がします。自分がどんな大人になるのか、少し楽しみに思えるようにもなったし。

永原さん 正直、僕はまだあまりピンと来てなくて。契約できるようになるといっても、今までだって、未成年の大学生がアパートの賃貸契約をして支払いは親がする、っていうことはあったわけですよ。経済的に親に頼らざるを得ない以上、「成年」っていっても形式的なものに過ぎないのかな、と。法律上は成年でも、事実上の大人ではないというか…。

遠藤さん 確かに、契約については私もまだまだ不安。今までできなかったことができるようになるのは一見「いいこと」のように思えるけど、そこにはいろんな落とし穴もあるって聞くし。

永原さん そうなんです。「契約者が自分なら、責任を負うのも自分」というけど、その「責任」って一体何なのかな。「契約トラブルに気をつけよう」と言われても、まだ実際にクレジットカードやローンを利用したことがないので、自分事として考えにくいんですよ。

黒田さん 結局それが「成年として自覚を持つ」ということなんじゃないかな。いずれ来る「その時」のために、まずは自分の責任を自覚して学ぶ。こういう機会も活用して、積極的に知識を蓄えていかないとはいけませんね。

「#おかやまJKnote」とは…



ジャスト高校生(JK)世代が、学校の枠を越え「自分のやりたいこと」と「社会のニーズ」を結び付け、意欲的に

活動。世の中を変えようというビジョンを実現して行くため活動を行っている。今年3月には18歳成年年齢、大人とは何かを考えるイベントとして「第3回 18summit」を企画・運営した。

<https://jknote.localinfo.jp/>

18歳になったら できるようになること

☑ 親の同意がなくても**契約**できる

● 携帯電話の契約



● ローンを組む



● **クレジットカード**を作る

[支払い能力の審査の結果、
作成できないこともあります]



● **ひとり暮らしの
部屋を借りる**



など

☑ **選挙権**を行使
することができる



☑ 10年有効の
パスポートを
取得できる



☑ **結婚**

今回の改正で、女性が16
歳から18歳に引き上げ
られ、男女ともに18歳に



☑ 性同一性障がい
の**人の性別変更**
申し立て



など

ひきつづき 20歳にならないと できないこと

☑ **飲酒**



☑ **喫煙**

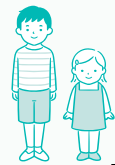


☑ **公営競技**

競馬、競輪、競艇、
オートレースの
投票券の購入



☑ **養子**を
迎える



など

「**成人式**」は
どうなるの？



今まで通り
20歳を

迎える人を対象に行います!!

本年度から「岡山市二十歳の集い」という
名称で開催します。

☎ 地域子育て支援課 ☎ 086-803-1607

成年年齢とは

民法では、「1人で有効な契約をすることが
できる年齢」と「父母の親権に服さなくな
る年齢」という意味があります。成年
年齢になると、親の同意を得ずにさまざま
なことができるようになります。



特に契約に関するトラブルは 要注意!!

今までは**未成年者取消権**で守られていましたが、
18歳からは対象外に!

未成年者
取消権とは…

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、
原則として、契約を取り消すことができる権利

契約のことって
どこで聞けるのかな?

岡山市消費生活センターで
いろいろお答え
できますよ!



次のページで!



契約トラブルのあれこれについて 疑問！質問



遠藤さん

身近なネット通販で、注意すべき点は？

まずはサイトの文章をきちんと読むこと。

- ☑ 日本語に違和感がある
- ☑ 会社の所在地や電話番号の記載がない

といった場合はまず「怪しい」と考えて。後々のために、最終確認画面を保存しておくといいですよ。高級ブランドの激安品に手を出したり、「1点限り!」「本日に限り!」などのあおり文句に踊らされないように。焦って購入すると、実際に商品が届かなかったり、偽物をつかまされたりするトラブルは多いです。少しでも怪しいと思ったときは決して手を出さないこと。自分だけが得することなど、絶対にありえないのです。



森谷相談員



黒田さん

最近多い契約トラブルって？

最近増えたのは、サプリメントや化粧品などに多い通販の定期購入。自動的に商品が送られるサービスですが、実は後々トラブルに発展するケースが少なくないんです。初回購入額の安さや特典につられて購入したものの、2回目以降にいざ解約しようとするとうたわれられたり、「いつでも解約可能」とうたわれているのに業者と連絡がつかなくなったりと、解約するのは意外と大変。

- ☑ いつでも確実に連絡がとれる業者か
- ☑ 無条件で解約できる商品であるか

など、事前にきちんと確認することが大切です。



森谷相談員



永原さん

クレジットカードは、学生でも作れますか？

18歳になると、学生でも保護者の信用で作れる場合があります。意外にもリスクを回避するツールになり得るのがクレジットカード。

- ☑ カード決済であれば、ネット通販で商品が届かないトラブルにあったときも、カード会社から請求を取り消してもらえる可能性がある
- ☑ 利用限度額を低く設定しておけば、万が一悪用されても被害を小さく抑えられる

というメリットも。ただ、支払いが滞ると延滞金が発生するだけでなく、その履歴が「信用情報記録」に残り、繰り返されると、将来クレジットカードが作れなくなったり、家や車などの大きな買い物をするときにローンを利用できなくなったりと、悪影響が及ぶ可能性もあるので注意してくださいね。



森谷相談員



遠藤さん

契約トラブルに遭わないためには？

トラブル回避のために最も大切なのは、契約書に書かれた内容を隅から隅まで確認すること。契約書をよく確認せずに「そんなこと知らなかった」と言っても通りません。契約に伴う権利は常に責任とセットです。契約を結ぶときは、

- ☑ 事前に契約内容を確認する
- ☑ 解約条件や解約方法を確認する
- ☑ もうけ話など怪しい話ははっきり断る
- ☑ おいしい話にはウラがあるのでは？

など、契約前に十分検討し、少しでも納得できない点があれば決して契約してはいけません。



森谷相談員

話を聞いて...



消費者トラブルなんて他人事だと思っていましたが、意外と身近。気を付けようと思いました。



聞けば聞くほど自分もトラブルに巻き込まれそうでとても怖いと思いました。いろいろ知っておけば、今後役に立つかも。



お金を払うのは親でも、自分が契約すれば責任も自分が負うことを改めて実感。成年の自覚を持たなくては！

親世代へメッセージ

これから18歳になる子どもを持つ

普段から相談できる 関係性を作るのが大事!

18歳を迎えるお子さんが契約トラブルに遭わないように親として心掛けてほしいことは、まず、トラブルがあったときに相談できる関係性を作っておくこと。普段からのコミュニケーションが大事ですね。また、社会経験を積んできた大人として、今まで得た注意すべきあれこれを知識として伝えておきましょう。

自身の時代にはなかった ネットトラブルにも注意を。

自身の子ども時代と違い、インターネットやスマートフォンから気軽に物が購入できるように。ただ何気ない契約が大きなトラブルに発展してしまうことがあるので、より意識して注意するように心掛けましょう。

日頃から金銭感覚を 養うことも大切です。

近年はキャッシュレスで支払う機会に慣れてしまい、お金を使っている実感が湧かない子が多いのでは、と感じています。そこで、子どもの頃から現金でおこづかいを渡し、お金のやりとりを実感させることが大切ではないかと考えます。

毎年4000件ほどの
相談を受け付けています。
市役所2階の消費生活センターにも
「何かおかしい」「不安だ」と思ったら
気軽に相談してください!

岡山市消費生活センター
消費生活相談員 森谷和信



消費生活センターからも情報発信中!

最新の契約のトラブルについてなど、LINEやメールマガジンで情報発信しています。

友だち登録や購読は右のQRコードから!

(メールマガジンは空メールを送ったあと届いたメールのURLから「消費生活情報おかやま」を選択)

LINE



メール
マガジン



契約トラブル、
悪徳商法 など消費生活に
ついての相談・困りごとは、
下記へご相談ください。



市役所 本庁舎2階
消費生活センター窓口

電話相談 ☎086-803-1109
受付時間：9時～16時(土・日曜、祝日は除く)

または

消費者
ホットライン ☎188 (局番なし)

5人以上で
申し込み可能!

消費生活 出前講座



契約トラブルを未然に防止するため、悪徳業者の手口や身を守るための消費生活情報について詳しく学べる「消費生活出前講座」の申し込みを随時受付中。市内にお住まいの5人以上のグループ・団体であれば、**無料で開催**できます。エンカル消費(環境や人・社会に優しい消費)や食品表示なども可能。お気軽にお申し込みください。

申込 岡山市消費生活センター ☎086-803-1105

読者アンケート & プレゼント

今回からリニューアルした特集「成年年齢が18歳に引き下げ!」はいかがでしたか。アンケートに回答いただいた人の中から抽選で10人に「ミクロ・ハコロ グッズセット」をプレゼント!

応募方法 アンケートへの回答、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、ハガキまたは封書、ファクス、電子メールでご応募ください。右のQRコードからもできます。当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。(応募先は広報広聴課まで(P36下端に記載))

応募締切 8月1日(月)当日消印有効



アンケート

- 1 特集の感想
- 2 その他のページに関するご意見

